

議案第75号

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷保健福祉センターの位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区立保健福祉センター条例（平成8年12月世田谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立世田谷保健福祉センターの項中「及び」の次に「35号並びに」を加える。

第2条 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表世田谷区立世田谷保健福祉センターの項中「東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び35号並びに」を「東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号及び」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和4年10月11日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。